

最新の概況

平成30年度における保険商品の概況

● 退職給付保険

退職給付保険は、新規加入者数9,876人で年度末現在の加入者は187,227人となり、昨年に続き加入者数が増加しました。保険金の支払については、退職者数が前年よりも増加したことに伴い保険金支払額も増加しました。

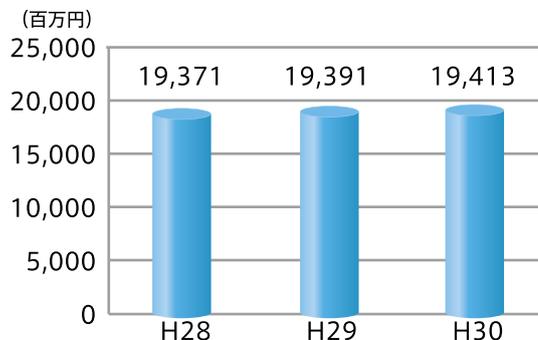
加入者数

[平成30年度末]



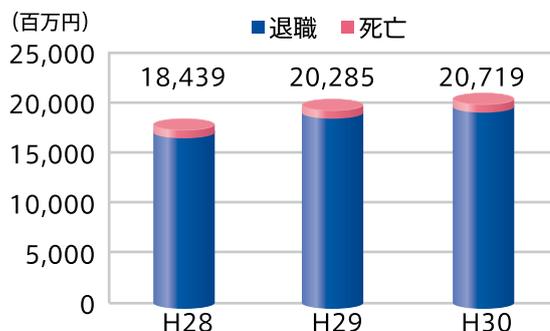
保険料収入

[平成30年度末]



保険金等給付額*

[平成30年度末]

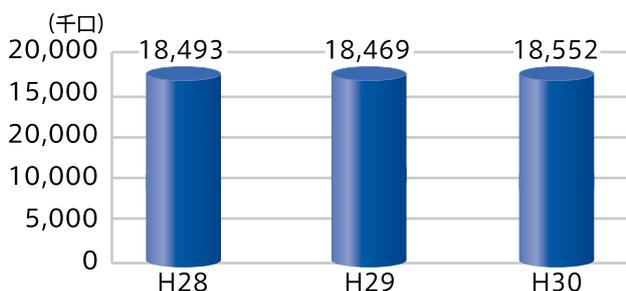


● 災害保険

災害保険は、新規加入人口数821,460口で年度末保有口数は18,552,671口と前年度を上回りました。保険金の支払については、大阪府や北海道で発生した地震や、西日本を襲った大雨や台風等により保険金の支払が増加し、熊本地震が発生した平成28年度を上回りました。

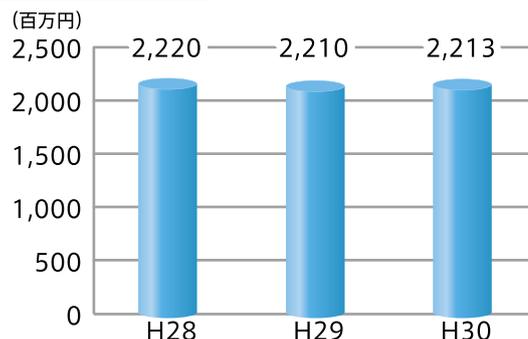
加入人口数

[平成30年度末]



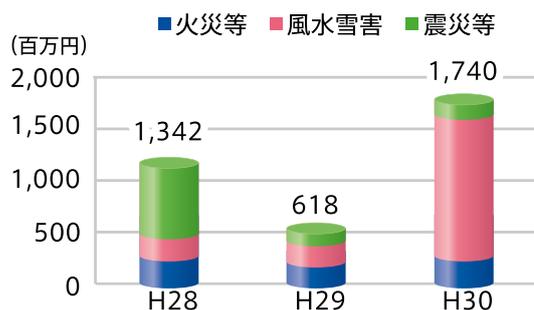
保険料収入

[平成30年度末]



保険金等支払額

[平成30年度末]



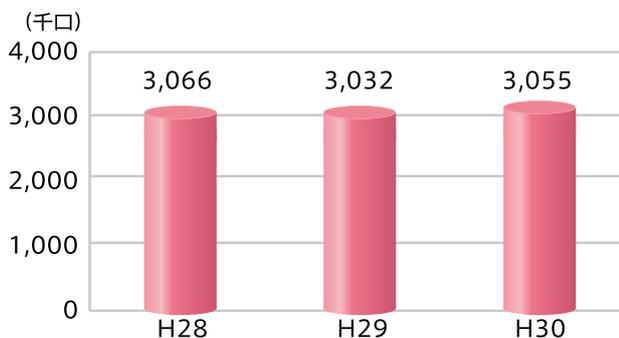
● 社員援護保険

社員援護保険は、新規加入口数141,860口で年度末保有口数は3,055,469口となりました。保険金の支払については、入院保険金の支払は前年度を上回ったものの、死亡保険金支払が減少したことにより総支払金額では前年を下回りました。

なお、社員援護保険の口数は、普通援護と特別援護の被保険契約口数の合計を計上しています。

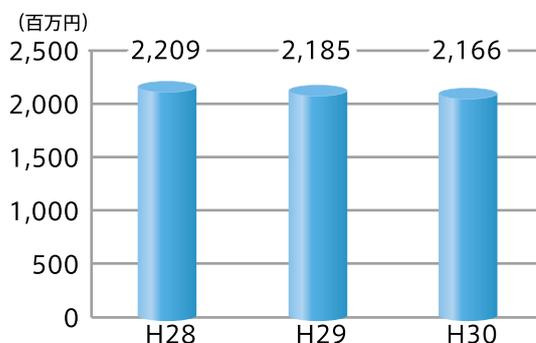
加入口数

[平成30年度末]



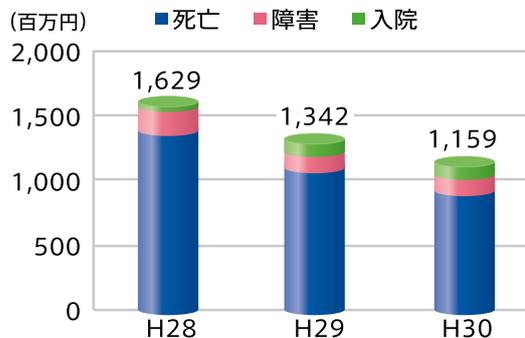
保険料収入

[平成30年度末]



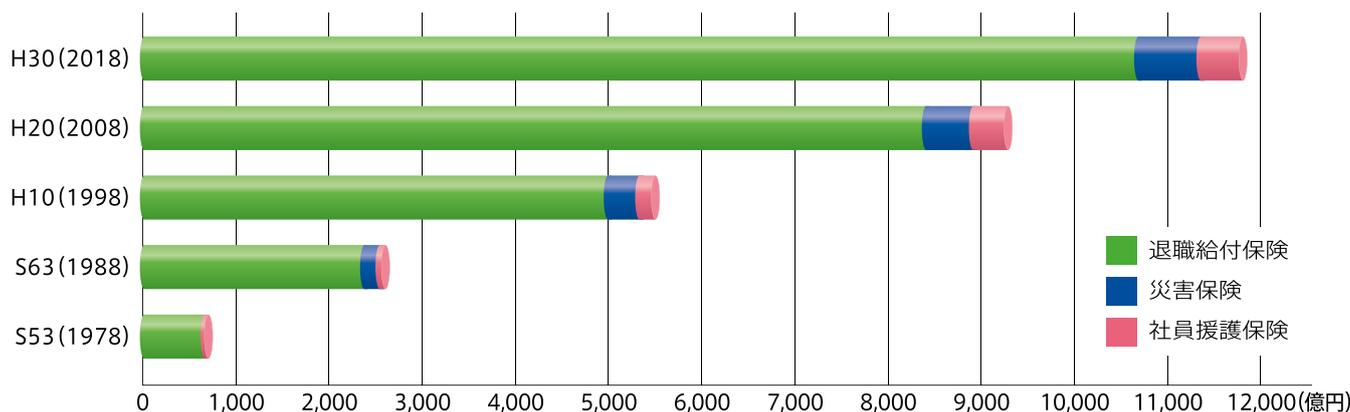
保険金等支払額

[平成30年度末]



● 保険金等支払累計状況

昭和29年から平成30年度末までの支払状況は以下のとおりです。



*退職給付金の額は分割申込金を含みます。

資産の長期的・安定的な運用について

郵政福祉の資産総額は3,653億円。将来の保険金等を確実にお支払いするため、加入者の皆さまからお預かりした保険料を安全かつ効率的に運用しています。また、長期的・安定的な運用収益を確保するため、リスク管理やポートフォリオ管理を強化しています。

● 資産運用に対する考え方

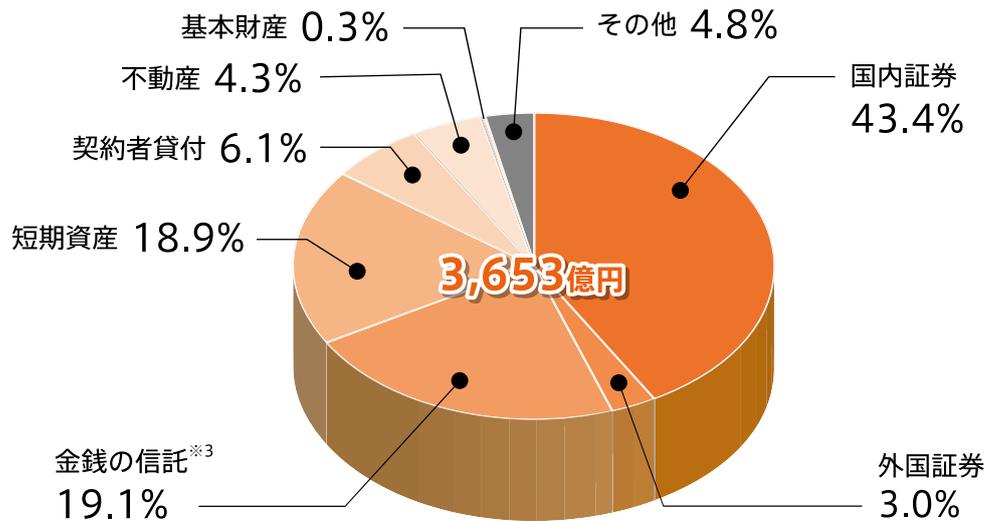
金融資産の運用にあたっては、安全性、収益性、流動性に配慮した運用を行っています。自家運用^{※1}においては、従来より長めの債券への運用を増やし、負債の期間に合わせた運用を行うとともに、金利上昇に備えた運用を行っています。

委託運用^{※2}においては、組み入れ資産の種類や運用スタイル等に配慮し、安定的な収益を確保する運用を行っています。

※1 自ら有価証券の売買などの資産運用を行うこと。

※2 有価証券の売買などの資産運用を外部の運用機関に委託すること。

資産構成 (平成30年度末)



※3 「金銭の信託」には、投資一任契約（投資顧問）および指定金銭信託契約等（信託銀行）に基づく委託運用分を計上しています。

● 金融資産運用におけるリスク管理

郵政福祉における金融資産運用リスク管理は、リスク管理基本方針等に則り、金融資産の運用に係るリスク量を定期的に測定・把握することとしています。

定期的に測定・把握したリスク量は、四半期ごとにリスク管理委員会^{*}に報告し、同委員会から指示があった場合には、速やかにそのリスクを制御する等の対応をとることとしています。

※法人全体のリスクを把握しコントロールするための委員会 (P14～15参照)

収益性と健全性について

日本郵政グループの多くの方にご加入いただいている当法人の保険商品は、ご加入から保険金等を受け取るまでの期間が長期にわたることから、財務基盤の強化に努め、確実に保険金等をお支払いする責任を将来にわたって果たしてまいります。

●保険商品における「保険料収入」

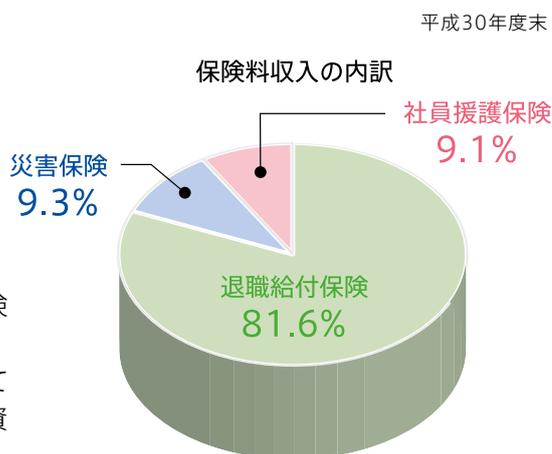
保険料
収入

237億93百万円



保険料収入は、退職給付保険、災害保険および社員援護保険にご加入いただいている皆さまからお預かりしているものです。

平成30年度における保険料収入は237億93百万円となり、保険金等をお支払いするまでの期間、安全かつ効率的な資産運用を心掛けています。



●保険金の支払いに備えた「責任準備金」の積み立て

責任
準備金

3,163億94百万円



責任準備金とは、将来の保険金等のお支払いに備えて、保険業法で積み立てが義務付けられた準備金です。

責任準備金は、通常予測できる範囲のリスクに備えた「保険料積立金」および「未経過保険料」と、通常の予測を超えて発生するリスクに対応する「異常危険準備金」で構成されています。

郵政福祉では、責任準備金について毎年保険計理人が確認し、法令に基づき適正に積み立てを行っています。

●安定した「純資産額」の確保

純資産額
(特定保険業)

306億73百万円



※認可特定保険業者とは

認可特定保険業者とは、保険業法の一部を改正する法律(平成17年法律第38号)の公布日に特定保険業(共済事業)を行っていた団体等のうち、行政庁の認可を受けて、引き続き特定保険業を行っている一般社団・一般財団法人(公益社団・公益財団法人を含みます)をいいます。

認可特定保険業者*に求められる財産的基礎は、保険業法および認可特定保険業者等に関する命令で、純資産額が1,000万円以上とされています。

純資産額は、貸借対照表の資産の部に計上されるべき金額の合計額から、負債の部に計上されるべき金額の合計額(価格変動準備金に相当する額と異常危険準備金に相当する額を除く)を控除した額です。

お客さまへの保険金支払能力を維持するため、十分な純資産を保持しておく必要があり、引き続き、安定的な純資産額を確保できるよう取り組んでまいります。